明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令（総務六八）　一

〔告　示〕
○予算科目に係る補助金のうち補助事業者が市町村であるものの交付に関する事務を都道府県の知事が行うこととした件（総務二六六）　一
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務を消防庁長官に委任した件（同二六七）　二
○市町の境界変更の件（同二六八）　二
○円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の書簡の交換に関する件（外務二〇六）　三
○円借款の供与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二〇七）　三
○型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件（農林水産一九四八）　四
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通六二七）　四
○講習等の実施機関から国土交通大臣への変更届出の件（同六二八、六二九）　四
○航路標識に関する件（海上保安庁一二五）　五
○海上における空対空射撃訓練を実施する件（防衛一一〇～一一三）　五
○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（同一一四）　六
○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同一一五）　六
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同一一六）　六

〔国会事項〕
内閣　外務省　群馬県　神奈川県　石川県　愛知県　広島県　福岡県　川崎市　京都市　堺市　六

〔人事異動〕
七

〔叙位・叙勲〕
九

〔皇室事項〕
九

〔官庁報告〕
官庁事項
登別地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の廃止の公表について（農林水産省）　九
登別地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（同）　九
厚岸地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の廃止の公表について（同）　九
厚岸地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（同）　九
北海道第三種及び第四種漁港地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（同）　九
労　働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　一〇
国家試験
平成二十五年度管理業務主任者試験の実施について（国土交通省）　一〇

〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、公示送達、建設業の許可の取消処分、公示送達関係　一〇
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一〇
会社その他　三〇

省　令

○総務省令第六十八号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月十四日

総務大臣　新藤　義孝

総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令

総務省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府・郵政省・自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

別表補助金等の名称等の欄中「過疎地域集落等整備事業費補助金」、「地域活性化交付金」及び「政府開発援助通信・放送国際協力振興事業費補助金エネルギー型地上デジタルテレビジョン普及加速対策費補助金」を削り、「地域自主戦略交付金」を「地域自主戦略交付金　原子力災害避難指示区域消防活動費交付金」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十五年度に取得した財産からこれを適用し、平成二十四年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。

告　示

○総務省告示第二百六十六号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項前段の規定に基づき、平成十二年自治省告示第百六号（予算科目に係る補助金のうち補助事業者が市町村であるものの交付に関する事務を都道府県の知事が行うこととした件）の一部を次のように改正し、平成二十五年度分の補助金等から適用する。ただし、平成二十四年度以前の予算により支出された補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

平成二十五年六月十四日

総務大臣　新藤　義孝